平成２４年（フ）第２９０号
仙台市青葉区愛子中央３丁目24番27号
破産者　櫻井　謙一
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
愛知県小牧市小牧３丁目53番地　ルージュ小牧アルデール503号
破産者　諸橋　誠治
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５号
奈良県生駒市高山町136番地８、前住所三重県名張市さつき台２番町381番地
破産者　奥村　　栄
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第４８４号
滋賀県草津市平井１丁目12番12号　105号、前住所滋賀県栗東市小柿６丁目１番４―102号
破産者　出口千代美
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７５５号
大阪市北区天満橋１丁目３―13―1303号、前住所大阪府豊中市緑丘１丁目30番13号
破産者　新山　洋史
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５８号
神戸市北区有野台６丁目20番地Ｂ３棟101号、従前の住所神戸市中央区大日通７丁目２番27号
破産者　杉原　康之
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６２号
広島市中区大手町５丁目３番12―805号
破産者　鼻岡　昌子
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０６号
沖縄県那覇市繁多川５丁目17番８号　コーポみき202
破産者　太田　尚久
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３３４号
沖縄県豊見城市字宜保194番地４　シャトードールＫ203号
破産者　眞栄田義次
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３３５号
沖縄県豊見城市字宜保194番地４　シャトードールＫ203号
破産者　眞栄田美信
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８２号
函館市高盛町36番15―102号
破産者　鈴木　里志
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２７７号
北海道旭川市東４条11丁目１番３号
破産者　上原　章裕
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３４号
横浜市戸塚区俣野町480番地15
破産者　三好　孝子
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４０７号
横浜市神奈川区菅田町321番地１　新堀マンション赤坂301号
破産者　小林　純一
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４０８号
横浜市神奈川区菅田町321番地１　新堀マンション赤坂301号
破産者　小林ひろ子
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８３３号
横浜市港北区綱島東２丁目17番44号　ハイム南101号
破産者　五十嵐政男
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８６５号
神奈川県海老名市中野２丁目10番10―103号
破産者　諸澤　京子
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２５号
静岡県沼津市高島町18番12号　パスコグランドマンション702号室、破産手続開始決定時の住所神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋672番地の１
破産者　會森健太郎
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部